

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

こども未来部 子育て総務課

許認可等の内容		赤ちゃん誕生祝金の支給決定
根拠法令等及び条項		栃木市赤ちゃん誕生祝金条例施行規則第3条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市赤ちゃん誕生祝金条例第3条、第4条及び第5条
	参考事項	栃木市赤ちゃん誕生祝金条例施行規則
	設定等年月日	平成23年3月29日設定 令和8年4月1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>○栃木市赤ちゃん誕生祝金条例 (支給要件)</p> <p>第3条 祝金を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、市内に住所を有し、児童を出産し、及び養育する者又はその配偶者とする。</p> <p>(祝金の額)</p> <p>第4条 祝金の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1子及び第2子 10,000円</p> <p>(2) 第3子以降 20,000円</p> <p>(申請)</p> <p>第5条 受給資格者は、前条の祝金を受けようとするときは、出産の日から6月以内に申請しなければならない。</p> <p>○栃木市赤ちゃん誕生祝金条例施行規則 (申請)</p> <p>第2条 条例第5条の規定による申請は、赤ちゃん誕生祝金支給申請書(別記様式第1号)を、市長に提出して行うものとする。</p> <p>(給付の決定又は却下の通知)</p> <p>第3条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、審査の上、赤ちゃん誕生祝金支給・却下決定通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。</p>	